

令和2年4月28日
県土整備部技術管理課
043-223-3508

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う千葉県総合評価方式の
評価項目「継続教育（CPD）の取組状況」の当面の取り扱いについて

千葉県の総合評価方式における評価項目のうち「継続教育（CPD）の取組状況」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、講習会等が開催されていない状況をふまえ、当面の間、以下の取り扱いとします。

【当面の間の取扱い】

学習履歴証明書は、平成30年4月1日以降入札公告日までの間で、連続した1年間に推奨単位が取得できていれば加點評価とする。

【従前】

学習履歴証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が、入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。

○令和2年4月28日以降の入札公告から適用する。

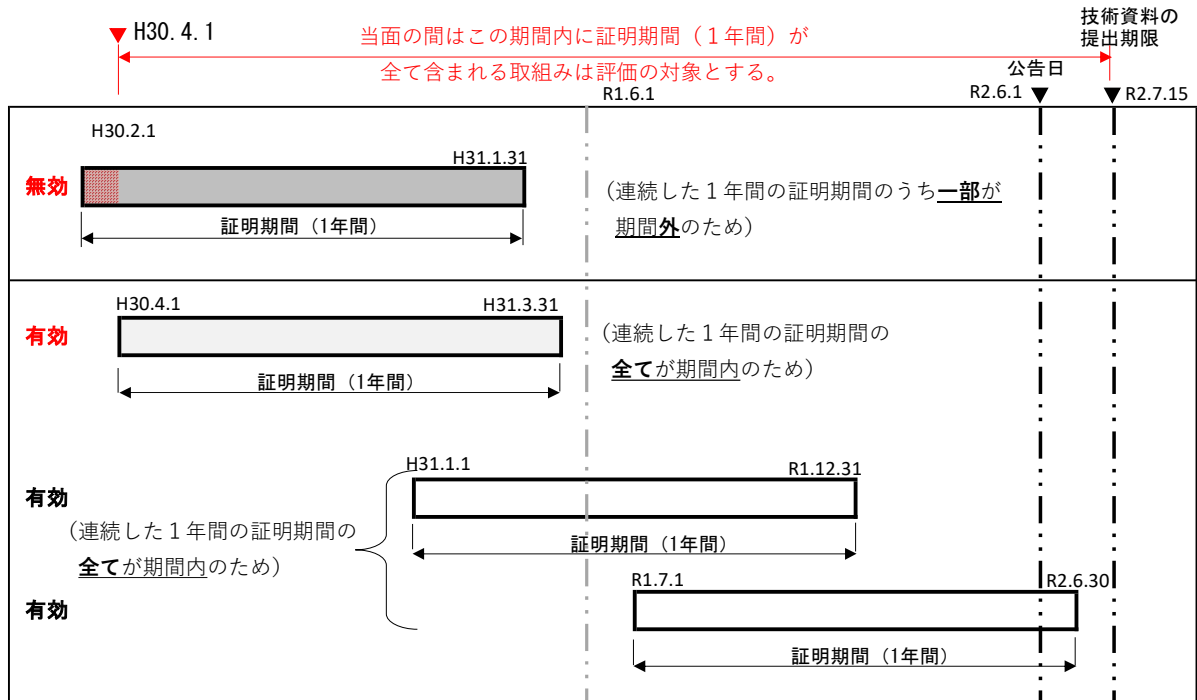
○千葉県総合評価落札方式のガイドライン等については、千葉県ホームページに掲載

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/hinshitsu.html>

例) 令和2年6月1日公告(7月15日技術資料の提出期限)とした場合の有効な学習履歴証明書の考え方について

※証明期間とは、提出された学習履歴を証明する証明書に記載された「証明期間」のことをいう。

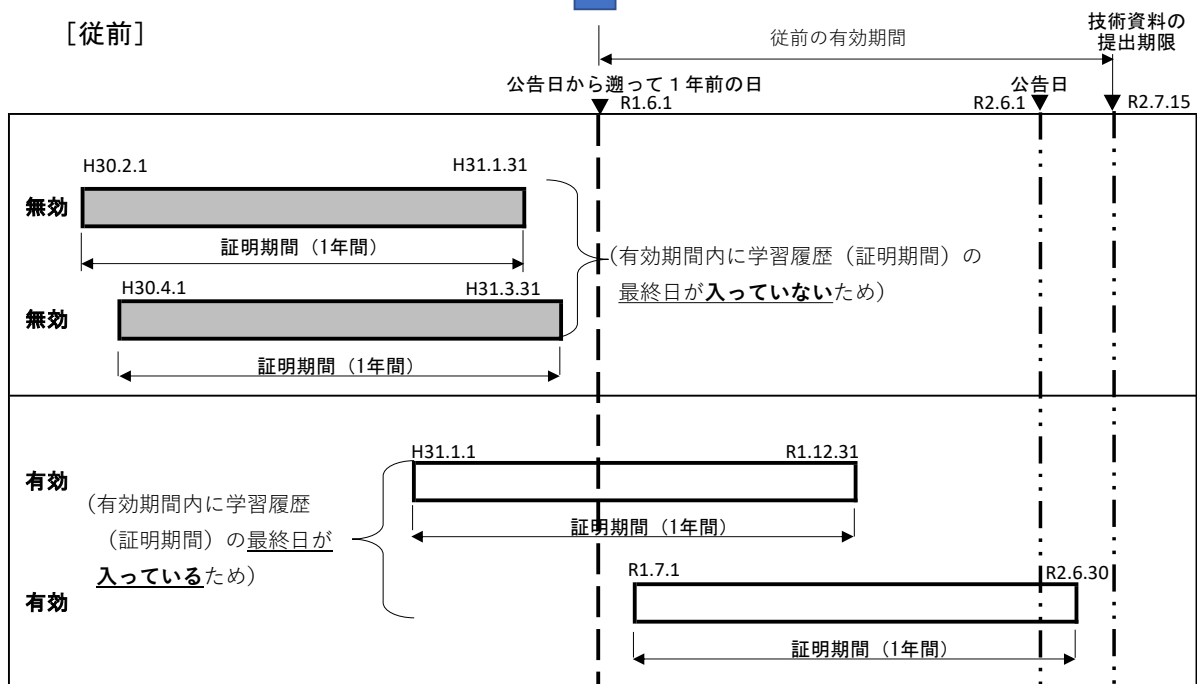
[当面の間の取扱い]



※平成30年4月1日以降、技術資料提出日までの期間で「連続した1年間に推奨単位取得の記載された学習履歴証明書」が確認できれば加点



[従前]



※有効期間内にCPD取得の最終日が含まれる学習履歴証明書で、1年間の推奨単位の取得が確認できれば加点